

議題5 最近の人権をめぐる動向

部落差別のない社会の実現に向けた取組について

1 同和問題（部落差別）に係る現状

同和問題に対する理解と認識は深まりつつあるが、いまだに差別発言や差別投書などの差別事象が発生している。特に最近ではインターネット上での人権侵害事案への対応が課題となっている。

(1) 同和問題に係る人権相談や人権侵害事件の状況

○同和問題に関する人権侵害事件（法務省）は全国で例年 100 件程度発生していたが、令和元年は 221 件に増加。（東京、さいたま、横浜、大阪、神戸などで大幅に増加。高松法務局管内においては 5 年間事例なし）

- ・最近 5 年間の県人権相談窓口での相談件数の推移 ・・・別紙 1 表 4-1
- ・最近 5 年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況 ・・・別紙 1 表 4-2

(2) インターネット上の人権侵害情報に関する対応

① インターネット上の人権侵害とプロバイダ責任制限法

○令和元年中のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件（法務省）が平成 29 年に次いで過去 2 番目に多い件数を記録。

○プロバイダ責任制限法及び同法ガイドラインにより、被害者本人又は法務省人権擁護機関からプロバイダ等に削除要請。

- ・インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件 ・・・別紙 1 表 4-3

○発信者情報開示の迅速化を図るため、プロバイダ責任制限法改正の方針。

② 香川県人権啓発推進会議（県・市町・各種団体で構成）によるインターネット監視

○平成 15 年度から、「同和問題」に係る差別書き込みのインターネット監視開始。

○不適切な書き込みを把握した場合には、各掲示板の管理規定に基づき、直接削除依頼を行うほか、削除されない事案は、高松法務局へ情報提供。

- ・推進会議による掲示板管理者への削除依頼状況 ・・・別紙 1 表 4-4

(3) 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）第 6 条に基づく国の部落差別の実態に係る調査

○調査内容

- ・法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査の結果
- ・地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査の結果
- ・インターネット上の部落差別の実態に係る調査の結果
- ・一般国民に対する意識調査の結果

○調査結果

- ・部落差別は主に①特定の者を対象とする表現行為、②特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）、③結婚・交際で大別。①、②はインターネット上のものが増加傾向。
- ・正しい理解が進む一方、心理面の偏見、差別意識は依然として残る。
- ・インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機。

<参考 部落差別解消推進法施行後の全国自治体の状況>

都道府県では奈良県、福岡県、和歌山県、熊本県において法の趣旨に添った人権条例の制定、改正が行われた。また、一部の市町において、法の趣旨に添って人権条例の制定、改正が行われている。

2 本県の取組

(1) これまでの取組（令和2年度）

- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律の施行を受け、法の周知をはじめとする各種の啓発事業や相談・教育事業などを実施
- ・ 人権・同和教育及び啓発の取組に関する調査研究を実施

①国への要望

国に対して、有効性のある人権救済に関する法律の早期制定のほか、人権擁護機関が実施している人権侵害につながる書き込みの削除要請の着実な実施等を要望。

②啓発等の実施

- 同和問題啓発強調月間（8月）の取組
啓発ポスター作成、テレビスポットCM、新聞広告、ポスター・パネル展（県内6か所）、街頭キャンペーン（県内4か所）、人権・同和问题講演会（11月24日～30日）、立看板、電車内広告等
- インターネット監視の活動実績集とネット書き込みの削除マニュアルの作成、市町へ提供
- 人権問題全般に対する人権相談窓口の設置（弁護士の法律相談、人権調整委員の斡旋）
- 同和问题をはじめとする様々な課題に関する教職員研修の充実、学力・進路支援担当教員の配置、地域学力向上・キャリア教育総合推進事業の実施
- 人権・同和问题に関する職員意識調査の実施（県職員対象）
- 人権に関する教職員意識調査の実施（県内全教職員対象）

③人権・同和教育及び啓発の取組に関する調査研究

香川県人権啓発推進会議の研究班において、これまでの人権・同和教育及び啓発の取組の成果と課題、今後の方向性について検討。また、自治体職員及び教職員の意識調査の内容を検討
・・・別紙2

(2) 今後の取組の方向性

- ・ 部落差別のない社会の実現に向け、効果的な啓発や被害者救済のための相談体制の充実等に取り組むとともに、ネット等に、差別的情報が流布しないよう、さらなる人権啓発やより効果的なインターネット監視に努める。
- ・ 職員の意識調査を今後の研修内容に反映させる。

- ①「部落差別解消推進法」及び「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知の徹底に努める。
- ②最近のインターネット上の人権侵害などの事案を踏まえた広報・啓発となるよう創意工夫する。
- ③インターネット監視において、掲示板以外のSNS等についても監視や削除依頼の方法を検討する。
- ④利用しやすい相談窓口となるよう一層の周知を図るとともに、隣保館等で相談業務に従事する職員の研修の充実に努める。
- ⑤人権に関する職員の意識調査を踏まえ、職員研修の充実を図る。
- ⑥教育事業においては、児童生徒の発達段階等を踏まえ、適切に人権・同和问题学習を進め、学校教育や社会教育を通じて、同和问题の解決に向けた人権教育の充実を図る。

表 4-1 最近5年間の県人権相談窓口での相談件数の推移

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
同和問題	18	9	9	4	3	4
総 数	160	112	120	233	188	160

※2年度は2月末時点

表 4-2 最近5年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況

(平成) 暦年		27年	28年	29年	30年	元年	
人権相談	同和問題	全 国	404	424	402	364	346
		四 国	93	80	99	51	53
		高松法務局	7	12	18	8	24
総 数	全 国	236,403	225,073	225,040	216,239	203,570	
人権侵犯 事件 (新規救済 手続開始 件数)	同和問題	全 国	93	78	86	92	221
		四 国	16	5	10	9	2
		高松法務局	-	-	-	-	-
総 数	全 国	20,999	19,443	19,533	20,012	16,481	

表 4-3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

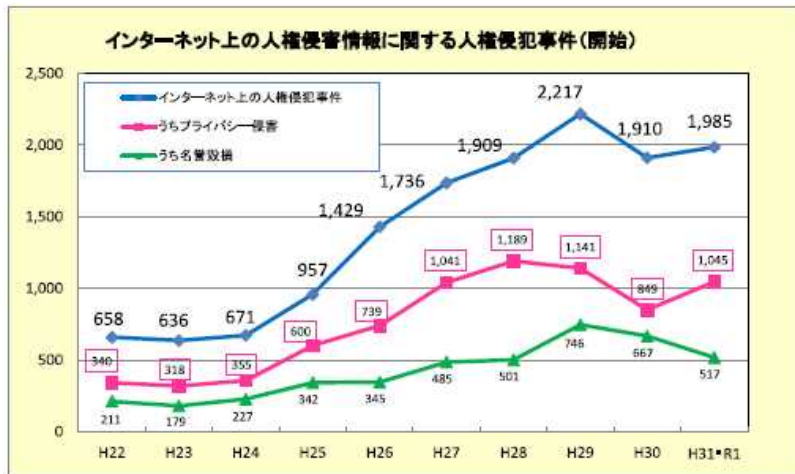


表 4-4 推進会議による掲示板管理者への削除依頼の状況

<p>【令和2年度に削除された書き込み事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ■■町部落 ・ ■■■くんが部落 ・ 同和地区とは【高松】は■■■■、■■■、■■■■【国分寺】・・・以上が香川県の同和地区である。 ・ 俺はワザとこころへんに同和地区ってありますか？って住民に聞くようにしてるわ w それが出来た雰囲気じゃなかったのは四国だと■■■と阿南の■■■の横だけかな
<p>※ 特定の個人名や地名等を掲げた書き込みは削除されるが、対象が広い場合や伏せ字を利用するなどして、特定の判断が難しい場合は、削除依頼に応じてもらえない傾向がある。</p>

年度	削除依頼	削除件数
15年度	102	34
16年度	79	65
17年度	242	152
18年度	342	140
19年度	209	122
20年度	58	22
21年度	142	53
22年度	43	13
23年度	58	17
24年度	43	21
25年度	35	16
26年度	23	22
27年度	53	10
28年度	15	2
29年度	44	7
30年度	91	66
元年度	138	69
2年度	130	11
合 計	1,847	842

※2年度は2月末時点

教育及び啓発の取組に関する調査研究について

人権・同和政策課
県教委 人権・同和教育課

1 趣旨

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、これまでの人権・同和問題の教育・啓発の取組の成果を検証しながら、今後の効果的な取組の方向性について研究班を設けて調査研究するもの

2 研究班の構成

研究班は、啓発チームと教育チームに分かれて調査研究を進める。

○啓発チーム 7市町及び県の実務担当者（8人）

○教育チーム 6市町、香川県人権・同和教育研究協議会、香川県人権・同和教育進路促進委員会及び県教育委員会の実務担当者（10人）

3 活動実績

<第1回> 平成31年 3月15日（チーム合同）

○テーマ

・研究班の設置と今後の進め方について

○内容

・研究班の設置の趣旨とこれまでの啓発の方向性と課題、現在の部落差別を取り巻く状況について確認を行った。

<第2回> 令和元年 6月20日（チーム合同）

○テーマ

・これまでの啓発の総括について

・今後の進め方と課題について

○内容

・県、市町のこれまでの人権・同和问题啓発に関する取組と、啓発効果の指標となる意識調査、実態調査の状況を調査した。

・県、市町の意識調査、実態調査のこれまでの結果の推移から、これまでの啓発の取組は一定の効果があったこと、今後も取組を継続していくことが重要であることを確認した。

・インターネット監視の取組について、県で進めている監視班と市町との情報共有を図るべきであり、また、市町単位でも削除依頼できるようにネット書込み削除マニュアルを作成してはどうかとの意見があり、事務局で案を作成することとした。

<第3回> 令和元年 9月18日（啓発チーム）

○テーマ

・インターネット監視班の事例集等について

・今後の人権啓発について

○内容

・インターネット監視班の活動実績と削除マニュアル案の内容について意見交換を行い、各隣保館を含め、庁内に広く周知することとした。

・今後の取り組むべき課題について意見交換を行った。

<第4回> 令和2年 1月30日（啓発チーム）

○テーマ

・今後の人権啓発について

- ・ 職員の意識調査について
- 内 容
 - ・ 今後の取り組むべき課題について意見交換を行った。
 - ・ 職員の意識調査について、今後調査項目等の検討を行うこととした。

<第5回> 令和2年 2月14日（教育チーム）

- テーマ
 - ・ 人権・同和教育推進上の現状と課題について
 - ・ 人権・同和教育の総括の在り方について
- 内 容
 - ・ 今後の取り組むべき課題について意見交換を行った。
 - ・ 総括として、県内の公立小・中・高・特別支援学校の教職員を対象にした「教職員の
人権意識・人権教育に関する調査」を行うこととし、調査方法や調査内容について協
議した。

<第6回> 令和2年 9月 8日（啓発チーム・教育チーム）
（啓発チーム）

- テーマ
 - ・ 職員の意識調査について
- 内 容
 - ・ 職員の意識調査について、事務局から調査項目等を提示し、協議した。調査項目等
については、今後も議論していく必要があることを確認した。
（※11月27日にモデル案を作成し、各市町担当課に送付済み）

（教育チーム）

- テーマ
 - ・ 「人権に関する教職員意識調査」について
- 内 容
 - ・ 調査項目等について具体的な協議をし、今後の方向付けを行った。

<第7回> 令和2年10月13日（教育チーム）

- テーマ
 - ・ 「人権に関する教職員意識調査」について
- 内 容
 - ・ 調査項目等について具体的に協議をし、実施内容案を決定した。

<第8回> 令和3年2月17日（啓発チーム）

- テーマ
 - ・ 今後の人権啓発について
- 内 容
 - ・ 時代の変化に対応した啓発媒体や内容、W e b 講演会の実施等について協議した。

4 今後の予定

啓発チームについては、啓発の目標や効果的な手段等を議論しながら、実施できるものはその都度施策に反映。

教育チームでは、「人権に関する教職員意識調査」を研究班から県教育委員会を通じて県立・市町立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）に依頼した。調査は、県内全教職員を対象に、令和2年12月1日から令和3年1月8日の間で実施された。その集計・分析結果については、令和3年4月から5月にかけて各学校へ配布予定であり、各学校へは、結果をもとに自校の人権・同和教育の見直しを図るよう呼びかけていく。また、研究班では、県内の人権・同和教育の現状と課題を明らかにし、県の施策に生かしていけるよう提言していく予定である。

議題5 最近の人権をめぐる動向

性的少数者の人権に関する取組について

1 性的少数者の人権を取り巻く状況

- 東京オリンピックの影響による人権意識の高まりに併せて、性的少数者への関心が高まっている。
- 令和3年1月末現在、全国74自治体が「パートナーシップ制度」を導入しており、都道府県では、茨城県、群馬県及び大阪府が導入している。県内では、三豊市（令和2年1月）、高松市（令和2年4月）及び東かがわ市（令和3年1月）が導入した。

※「パートナーシップ宣誓制度」とは

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを宣誓した性的少数者のカップルに対し、市町村が二人の関係を証明する制度。

2 本県の取組（令和2年度）

(1) ポスター掲示、テレビCM放映など

12月の人権週間の重点課題として「性的少数者の人権」を取り上げ、県内全域へのポスターの掲示、テレビスポットCMの放映、新聞広告の掲載等の啓発活動を実施した。

(2) Web講演会の開催

11月24日から30日、県と市町の共催で「人権・同和問題Web講演会」を開催した。同和問題と性的少数者の2プログラムを実施し、性的少数者については、当事者3人によるトークショーを配信した（参加者 約1600名）。

(3) 県職員ハンドブックの作成

「性的少数者（LGBT）の方々をサポートするための香川県職員ハンドブック」を令和2年3月に作成し、基礎的な知識、日常の業務における心構え等について、全職員に周知した（令和2年10月改訂済）。

(4) 相談窓口の設置（メール及びSNSによる相談事業を8月に開始）

区分	電話相談事業	メール等相談事業
開始年月 (事業形態)	平成30年8月から実施 (県からの委託事業)	令和2年8月から実施 (県から当事者2団体への補助)
相談日時	毎月第1月曜日・第3土曜日 18:00～21:00	—
相談件数	平成30年度：22件（H30.8月～） 令和元年度：41件 令和2年度：39件（～R3.2月）	令和2年度：64件 (R2.8月～R3.2月)

(5) ALLYバッジの作成

性的少数者の理解者・支持者の拡大を図るため、ALLY（性的少数者について理解、共感し、支援活動や啓発活動を共にする人）に対して配布する缶バッジを作成した。

3 今後の取組

当事者団体との意見交換（令和元年度から毎年1回開催）などを通じて、当事者の悩みや困りごと、他県等の取り組み事例などの情報を収集し、必要な施策を実施していく。

議題5 最近の人権をめぐる動向

「NO コロナハラスメント」啓発キャンペーンについて

1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う状況と認識

うわさ話やSNSなどで、新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族に対する差別、また誤った情報によって、感染していない方々への差別が広がっており、さらには医療関係者やその家族までもがいわれのない差別で苦しんでいる。このような不当な差別や偏見、誹謗中傷は許されるものではない。

2 啓発キャンペーンの内容

(1) 名 称 「NO コロナハラスメント ～正しい情報をもとに冷静な行動を～」
啓発キャンペーン

(2) 実施主体 香川県、県内市町、香川県人権啓発推進会議、賛同いただける団体、法人及び個人

(3) 実施期間 令和2年8月17日から（当分の間）

(4) 実施内容

① 県HPに特設ページ開設、メッセージ動画の公開

県のHPに啓発キャンペーン用のページを開設し、知事及び全ての市町長からのメッセージ動画を掲載。また、団体・法人・個人からメッセージ動画を募集し、随時掲載している。

(掲載事例)

- ・県出身著名人、スポーツ団体からメッセージの動画
- ・県内の小学校、高校、大学の児童・生徒、教職員からのメッセージ動画
- ・県内で活動する子育てグループなどからのメッセージ動画

(メッセージ動画再生回数 約10万回)



県HPの啓発キャンペーンページ



県立志度高等学校書道部（動画）

② ログマーク、ポップデータなどの提供

賛同いただいた県内の企業など（団体、個人を含む）に、ログマークやポップデータなどを提供することで、啓発の拡大につなげている。

（提供団体：約200団体）



ポップ例

③ ポスター作成・掲示

県内の高校などの協力を得て「NO コロナハラスメント」のポスターを作成し、9月から、県内のファミリーマート128店舗に掲示するとともに、JR四国の協力を得て、高松駅、栗林駅、志度駅、善通寺駅に掲示している。



県立志度高等学校



県立高松北高等学校応援部



県立善通寺第一高等学校



高松第一高等学校

④ 県公用車等へのステッカー貼付

啓発用ステッカーを作成し、県の公用車400台超のほか、県及び市町の各所に掲示している。

配布枚数：7,000枚

配布先：県出先機関、県内市町、
キャンペーンへの参加企業・団体など



ステッカー

⑤ 大型立看板の設置

県庁東館正面玄関に、大型立看板を設置した（8月17日）。

